

家庭規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成28年7月6日（水）13：30～16：05

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略，五十音順）

（委員）

青山善充，芦澤政治，出井直樹，今崎幸彦，川出敏裕，酒巻匡，須納瀬学，高橋宏志，萩本修，林眞琴，村田斉志，山崎健一

（幹事）

有田禎宏，石井芳明，井上幸雄，岡本章，神田安積，佐藤隆之，佐藤千裕，品田幸男，土橋央征，永田浩昭，西村直満，福島直之，松下裕子，餘多分宏聡，和波宏典

4 諮問事項

少年審判規則の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

(資料)

- 1 家庭規則制定諮問委員会諮問事項
- 2-1 少年審判規則の一部を改正する規則案
- 2-2 少年審判規則の一部を改正する規則案（追加送付分）
- 3 少年審判規則の一部を改正する規則の制定理由案
- 4 家庭規則制定諮問委員会委員等名簿

(参考資料)

- 1-1 少年審判規則の一部を改正する規則案新旧対照条文
- 1-2 少年審判規則の一部を改正する規則案新旧対照条文（追加送付分）
- 2 保護事件記録等の閲覧謄写チャート
- 3 刑事訴訟法等の一部を改正する法律新旧対照条文（抜粋）
- 4 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（附則第1条部分）
- 5 最高裁判所規則制定諮問委員会規則

6 議事録

【村田委員】 最高裁判所事務総局家庭局長の村田でございます。

少しお時間より早いかとは思いますが、皆様、おそろいのようにございますので、ただいまから、家庭規則制定諮問委員会を開催させていただきます。

それでは最初に、当諮問委員会の委員長の互選についてお諮りしたいと思います。

現在、この家庭規則制定諮問委員会の委員長は空席になっておりますが、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項によりますと、「各委員会の委員長は、各委員会の委員が、互選する。」とされております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたいと思います。

そこで、恐縮でございますが、事務方を務める委員としては、平成25年9月3日に開催いたしました家庭規則制定諮問委員会で委員長をお務めいただきました、

高橋宏志委員に委員長をお願いしてはどうかと考えるところでございますが、皆様、いかがでございましょうか。

(異議なし)

【村田委員】 それでは、高橋委員に委員長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【高橋委員長】 ただいま御選出いただきました高橋宏志でございます。力不足でございますけれども、誠心誠意、委員長の職務を務める所存でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、早速ということでございますが、本委員会への諮問事項は、お手元の配布資料にありますとおり「少年審判規則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。具体的な内容につきましては、事務局で作成しました規則案にまとめられておりますので、これを基にして御審議をお願いいたします。また、どのような規則とするかは運用面と密接に関わっておりますので、運用イメージについても事務局から説明をしてもらうことにしたいと思っております。

審議の進め方は、お手元の進行予定表に従い、担当の委員、幹事から説明を聞いた上で皆様の御意見をお伺いし、途中休憩を挟みまして、午後3時半頃までには終えるという予定にしたいと思っております。

では、まず事務局の和波幹事から、本日の配布資料と議事録の取扱いについて説明をお願いいたします。

【和波幹事】 それでは、まず、私から本委員会の配布資料について、御説明をさせていただきます。

資料でございますけれども、既に6月23日付けでお送りした本委員会の開催案内通知に添付しております「家庭規則制定諮問委員会配布資料目録」記載の9点がまず資料としてございます。また、同月30日付け書簡で、追加配布をさせていただいておりますが、資料2と参考資料1、差替えということですので2点ございます。

それでは、引き続いて事前配布資料の概要についても御説明をさせていただきます

す。「家庭規則制定諮問委員会配布資料目録」中、資料1でございますが、こちらは本委員会に対する諮問事項ということになっております。その趣旨につきましては、後ほど委員の村田から説明をさせていただく予定でございます。それから、同目録中、資料2は「少年審判規則の一部を改正する規則案」でございますが、これは事務局において作成した規則案でございますが、開催通知の発出の後におきまして、更に検討を加えて、追加配布をさせていただいたとおり変更しているということでございます。資料3は改正規則の制定理由案になっております。規則案の内容につきましては、また後ほど御説明させていただきます。同目録中、資料4は、本委員会の委員、幹事等の名簿となっております。

次に、参考資料でございますけれども、参考資料1は規則案の新旧対照条文でございますが、こちらにも追加配布をさせていただいたとおり、規則案の変更を反映したものであるということになっております。それから、参考資料3は刑事訴訟法等の一部を改正する法律の新旧対照条文、参考資料4は刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行日に関する規定を抜粋したものでございます。本日の審議において、必要に応じて御参照いただければと思っております。

また、参考資料2に戻りますが、こちらは「保護事件記録等の閲覧謄写チャート」でございますが、今回の諮問の中心となります付添人による記録等の閲覧に関する現行制度及び改正の概要を図示したものでございます。この資料につきましては、後ほど規則案の説明の際に使用させていただく予定でございます。

参考資料5は家庭規則制定諮問委員会についての根拠規則でございます。

今、申し上げたとおりの資料でございますが、いずれもお手元でございますでしょうか。

配布資料の説明は以上になります。

それでは、引き続いて議事録の取扱いについてお諮りしたいと思います。最近の最高裁判所規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえまして、発言者名を明記した上で議事録を作成し、これを何らかの形で公表する、例

えば、これまでは最高裁判所のウェブサイトに掲載しているわけですが、そういった形で公表することとしているところですが。本委員会におきましても同様の取扱いにしたいと考えておりますけれども、この点について、委員、幹事の皆様の御意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

【高橋委員長】 ただいま和波幹事から説明のあった議事録の取扱いについて、御意見はございませんでしょうか。

(発言なし)

特にないようでございますので、議事録については頭名かつ公表という方向で作業を進めるということでよろしゅうございましょうか。

そのようにさせていただきます。

それでは、諮問の趣旨について、事務局の村田委員から説明をお願いいたします。

【村田委員】 それでは、本委員会における諮問の趣旨について御説明させていただきます。

今回の諮問事項は、先ほど御案内をさせていただきましたお手元の資料1にございますとおり「少年審判規則の一部を改正する規則の制定について」というものでございます。より具体的に申しますと、最高裁判所においては、今般、少年法制及び少年審判手続に関する現行制度の運用状況等を踏まえまして、少年審判手続の適正化を図るため、少年審判規則を改正し、その内容として、まず一つ目でございますが、付添人による記録等の閲覧に関する措置等の制度を創設すること、そして、二つ目としまして、先般公布されました刑訴法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、観護措置が勾留とみなされる場合の教示に関する規定を整備することが必要であると考えております。その必要性があるのか否か、あるいはその必要性があるとして規則の内容はどうあるべきかといった点について、本委員会にお諮りするものでございます。

少年審判規則は最高裁判所規則でございますので、その改正は、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけですが、最高裁判所は、規則を制定

するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができることとされておりまして、今回の少年審判規則の一部を改正する規則の制定につきましては、その重要性に鑑みまして、最高裁判所の裁判官会議において、本委員会にお諮りするということになったところでございます。

諮問事項の具体的な内容は、配布資料でございますとおり、事務局が作成いたしました規則案に記載してございます。先ほど御説明をいたしました資料2になりますが、本日は、この規則案を基に御審議をお願いしたいと存じます。

なお、今後の改正プロセスについて簡単に御説明をさせていただきますと、本委員会における御議論を踏まえまして、事務局において規則案について、さらに検討を加えた上で、最高裁判所の裁判官会議で審議及び決定を行うということになると思っております。

本改正の施行時期につきましては、刑事訴訟法改正に伴う改正もございますので、改正刑訴法の関係部分の施行日に合わせてはどうか考えているところでございまして、現時点では、改正刑訴法が公布された平成28年6月3日から起算して6か月を超えない範囲内で、政令で定める日ということになろうかと思っております。

諮問の趣旨等につきましては以上でございます。本日は御審議のほど何卒、よろしくお願い申し上げます。

【高橋委員長】 では、少年審判規則の改正案の審議に入ります。

最初に、規則案の内容について運用のイメージと併せて、事務局の和波幹事から説明をお願いいたします。

【和波幹事】 それでは、私から御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、今、村田から説明申し上げましたとおり、2点ございますけれども、条文としては少年審判規則の第7条、それから第24条の2の2か条にわたるところでございます。私からは、この二つの改正案について、まず併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず改正規則案のうち、少年審判規則第7条の改正案について御説明します。

以下では、まず現行制度の概要と我々が認識している問題点について説明をさせていただいた後、改正案の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、現行の少年審判手続においては他の裁判手続と異なりまして、記録等の閲覧謄写制度が、法律ではなく最高裁判所規則である少年審判規則に規定されております。現行の少年審判規則における記録等の閲覧謄写がどのように規定されているかについては、まずお手元の参考資料2のチャート図の1枚目を御覧いただければと思っております。

この参考資料2にございますとおり、少年審判規則におきましては、その第7条第1項において保護事件の記録又は証拠物の閲覧謄写はできないというのが原則とされております。これは、少年審判の非公開原則、こちらは少年法第22条第2項に規定がございますが、この非公開原則を受けた規定ということになります。

ただし、これには、このチャート図にもありますとおり、大きく分けて三つの例外がございます。

一つ目の例外でございますが、これは少年審判規則第7条第1項に規定されている裁判所の許可を受けた閲覧謄写になります。二つ目は、少年法第5条の2第1項に規定されている被害者等による閲覧謄写。そして三つ目が、今回の改正の検討対象でもあります、少年審判規則第7条第2項に規定されている審判開始決定があった後の付添人による閲覧ということになります。

このうちの一つ目、すなわち「裁判所の許可を受けた閲覧謄写」及び二つ目の「被害者等の閲覧謄写」については、いずれも裁判所の判断によって閲覧を制限することができるという立て付けになっております。

これに対しまして、付添人につきましては、審判開始決定後は、保護事件の記録等は無制限に閲覧できることとされておきまして、裁判所は、これを制限することはできないということになっております。

では、なぜこのような制度になっているかということについて、御説明をしたいと思えますけれども、少年審判手続における付添人には、大きく分けて二つの役割があると言われております。一つ目は裁判官の活動、これには処遇決定そのもののほか、審判における教育的な働き掛けも含むわけですが、その裁判官の活動に対する監督・是正という役割、それから裁判所等が行う調査や審判への協力という役割の二つの役割があり、いずれの役割も、適正な審判の実現のために必要不可欠のものということがいえるかと思えます。付添人のこのような役割を踏まえたと、少なくとも審判開始決定がされた後については、その活動の機会を十分に保障するために、審判資料となり得る記録の全てを閲覧する権利を認める必要があることから、少年審判規則第7条第2項が規定されたものと考えられるところであり、このような少年審判規則第7条第2項の趣旨自体は、現在もなおその意義を失ってはいないと考えられるところでございます。

もともと制度の具体的な在り方につきましては、かねてから、事件を実際に担当している裁判所から、その限界について指摘する声がありました。すなわち、少年保護事件の関係者が、自らの氏名あるいは住所・居所等が少年又は保護者によって特定されてしまいますと、生命・身体の安全が脅かされるかもしれない、あるいは怖い目に遭ったり、困惑させられたりしてしまうかもしれないといったような不安を抱きまして、裁判所での手続への協力はもちろんのこと、送致機関での捜査等に協力することさえも拒否するということがあり得るところでございます。その結果、その関係者から情報がもたらされていけば、異なる捜査、あるいは調査、働き掛けがされ、ひいては審判の結果が異なっていた可能性も否定できない事例が生じていることが従前から指摘されているところです。

そこで、従来から裁判所としては、付添人が少年法の趣旨に沿った取扱いをするという信頼を基盤といたしまして、閲覧に際し、「関係者の特定情報等を少年及び保護者に漏らして少年の情操を傷つけないこと」といった留意事項を伝えるなどしまして、情報管理の点に配慮してきたところでございます。

しかしながら、既に述べましたとおり、裁判所や送致機関等への協力に不安を抱く関係者が現に存在するということからいたしますと、付添人に対する信頼を基盤とする運用に依存するのではなく、関係者の目から見ても、付添人を介して少年側に情報が知られることはないのかという不安が払拭され、ひいては、関係者が安心して情報を提供することができるような制度的な手当てが必要であると考えております。

以上のような現状を踏まえまして、事務局としては、次のような改正を検討しております。その内容については、参考資料、チャート図の2枚目を御覧いただけますでしょうか。

先ほど申し上げたとおりですけれども、付添人の活動の機会を十分に保障するという少年審判規則第7条第2項の趣旨自体は、現在もなお失われてはおりませんので、この改正の案におきましても、付添人の閲覧が原則として許されるという前提は維持しております。もっとも関係者の協力を確保するという観点から、次のとおり、付添人による閲覧に関する措置等の制度を設けることを検討しております。

まず、どういった事案で措置を講じるのかということをございますけれども、記録又は証拠物にあらわれた者、例えば、証人尋問予定のある者が考えられますけれども、この者あるいはその親族の身体・財産に対する加害行為、これらの者を畏怖・困惑させる行為、又はこれらの者の名誉や社会生活の平穩を著しく害する行為のおそれがある事案というものを想定しております。

そして、措置の内容をございますけれども、裁判所は、今申し上げたようなケースにおきまして、2段階の措置をとることができるものとするということを検討しております。具体的には、まず第1次的な措置をございますが、裁判所は、付添人に対して、加害行為等がされるおそれがある事項を少年若しくは保護者に知らせはならない旨の条件を付すこと、又は少年若しくは保護者に知らせる時期や方法を指定することができるものとしております。

一般的には、この第1次的な措置である条件付け等で対応することができる事案

がほとんどであろうと考えておりますけれども、制度上の手当てといたしましては、この措置では、加害行為等を防止できないおそれがある場合には、第2次的な措置といたしまして、その事項が記載等されている部分の閲覧を禁止する措置をとることもできるものとしております。

ただし、この第2次的措置をとる必要がある事案といたしましては、付添人と暴力団の癒着が疑われ、付添人が暴力団組織のために証拠の内容を漏らすようなおそれが高いといった、例外的な場合に限られるということを想定しております。実際の運用においては、先ほど申し上げたとおり、第1次的措置、すなわち条件を付すこと等によって対応する場合がほとんどであろうと想定しております。

裁判所がとり得る措置の概要につきましては以上のとおりでございますが、一方で、このような措置が無制限にとられてしまうということになりますと、付添人の活動に支障が生じ、ひいては少年が付添人の援助を受けて、自己の言い分を提出する機会が過度に制限されるといった事態を生じさせかねません。繰り返し申し上げているところでございますが、付添人に広く閲覧権を認めている現行少年審判規則第7条第2項の趣旨自体は、現在もなおその意義を失ってはならず、付添人の活動に支障を生じさせるような事態というものは避けなければなりません。

そこで、このチャートでは一番下のところになりますけれども、規則案では、第1次的措置・第2次的措置のいずれにつきましても、措置をとることができない例外事由といたしまして、「付添人による審判の準備その他の審判の準備上の支障を生ずるおそれがあるとき」という要件を設けております。これは、チャートにありますとおり、例えば、付添人が証人尋問予定者から必要な事情聴取をすることができなくなり、その結果、付添人の活動に支障が生じるような場合を想定しております。

ここで言う「審判の準備上の支障」とは、規則案にも例示として明示しておりますけれども、主として、付添人の諸活動に支障が生じ、ひいては適正な審判が行われるために必要な準備に生じる支障、こういったものを意味しております。

したがいまして、付添人の活動に支障が生じる場合であるにもかかわらず、他の事情を理由に各措置をとるといったことが認められることはないということになります。

また、もう一つ重要な論点といたしまして、この例外要件は、加害行為等のおそれの要件とは独立した要件であるということがございます。すなわち、条文で言いますと、第3項におきましては、ただし書として規定しているということから明らかにおり、いかに加害行為等のおそれが大きい場合であっても、付添人の活動に支障が生じるようなときは、当然に例外事由に該当することになりますので、制限措置をとることが許されないということになります。

そして、条文の構造は若干違いますが、これについては第4項も同様と考えられます。

次にチャートには掲げておりませんが、規則案第5項及び第6項についても御説明したいと思います。こちらは追加配布をさせていただいております資料2の規則案、あるいはこれも追加配布をしておりますけれども、参考資料1の新旧対照条文を御覧いただければと思います。

まず第5項でございますけれども、こちらは付添人に対する求意見について規定するものでございます。これは、措置をとるための主要な要件でございます、加害行為等のおそれ、これは積極要件というふうに言えるかもしれませんが、こちらと審判の準備上の支障のおそれ、これもあえて申しますと、消極要件と言えるかと思っておりますけれども、これらの要件を適切かつ迅速に判断するという観点から設けている要件でございます。特に後者の消極要件、すなわち審判の準備上の支障のおそれの要件に係る情報を適切に収集するという意味で、非常に重要な要件になろうかなと考えております。

それから、第6項でございますが、こちらについては付添人に対する通知の規定を設けております。付添人の活動を十分に保障するという観点からは、措置がとられたという事実、それからその内容を付添人に知らせることが必要でございます、

また措置がとられた後につきましても、例えば審判手続の推移に応じて、付添人の審判の準備に支障が生じているような場合には、その旨の意見が付添人から適切に述べられ、これを踏まえて、裁判所が時宜に応じて適切かつ迅速に制限措置の要否を判断することが、適正な手続を保障する上では望ましいといえます。第6項は、そういった運用を制度的に担保する、こういう観点から設けた規定でございます。

それから、こちらチャートには掲げてございませんけれども、その他の改正点についても簡単に御説明いたします。これについても追加配布資料の資料2か参考資料1を御覧いただければと思います。

まず、規則案第7条第4項後段でございます。こちらは第2次的措置である閲覧禁止措置がとられた場合の呼称等の制度について規定を設けております。閲覧禁止措置がとられた場合には、付添人の請求によりまして、対象者の氏名に代わる呼称ですとか、住居に代わる連絡先を付添人に知らせなければならないということにしております。これは、もちろん例外的ではございますけれども閲覧禁止措置がとられた場合には、対象者の氏名について何らの呼称もありませんと、手続上、混乱を生ぜしめて付添人の活動に支障が生じてしまうといったことのほか、住居に代わる連絡先につきましても、これがなければ、その方に対する事情聴取等が一切不可能となってしまうなど、付添人の活動に重大な影響を及ぼすことになり得るため、その活動を十分に確保するための手当てとして、付添人の請求がある場合には呼称等を知らせなければならないという義務規定を設けることにしたということでございます。

また、第7条第7項と第8項でございますが、こちらには、いわゆる処置請求の制度も設けております。これは第1次的措置、すなわち条件等を付ける場合でございますが、この実効性を担保するという観点から、弁護士付添人がこれに違反した場合の処置請求制度を設けるということにしたものでございます。

規則案の概要につきましては以上のおりでございます。

なお、本改正につきましては改正後の運用についても非常に周到な準備が求めら

れるところがございますので、最後にこの点について少し付言をさせていただきたいと思っております。

少年保護事件、特に観護措置がとられた事件については、厳格な時間的制約がございます。したがって、例えば本改正に係る措置の判断に時間を費やすことで、付添人の活動に支障が生じるといった事態を招かないように、運用面についても、裁判所内部はもちろんのこと、関係機関とも緊密に連携して周到な準備を行っておくことが求められていると考えております。

本改正が成立した場合でございますが、施行日までの間に、下級裁判所だけでなく関係機関も交えまして、例えば送致時の情報共有でありますとか要件・効果の判断に関する運用、それ以外にも先ほど申し上げた氏名に代わる呼称等の運用といった点につきまして、あらかじめ運用上の協議を行うとともに、裁判所内部におきましても各種の研究会等の機会を利用し、制度の趣旨や内容はもちろんのこと、運用上の留意点についても周知していくことを予定しているところでございます。委員及び幹事の皆様には、本日の審議はもちろんのこと、今後の運用検討という観点からも、引き続き御指導、御助言を頂くことがあろうかと存じますが、その際にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

第7条関係は以上でございます。

少し長くなって恐縮でございますが、引き続き第24条の2の改正案についても、御説明をさせていただきたいと思っております。

こちら追加配布をいたしました資料2の規則案、あるいは参考資料1の新旧対象条文を御覧いただければと思います。

今般、刑事訴訟法等の一部を改正する法律によりまして、刑事訴訟法第207条の規定が改正され、裁判官は、勾留を請求された被疑者に弁護人を選任することができる旨を告げるに当たりましては、勾留された被疑者は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならないことになっております。少年保護事件におきましては、検察官

送致決定がされた場合に、少年法第17条第1項第2号の観護措置、すなわち少年鑑別所送致による観護措置は勾留とみなされることになるわけですが、この勾留は刑事訴訟法第207条以下の裁判官のした勾留として扱うこととされております。そして、この場合の弁護人選任権の告知につきましては、少年審判規則第24条の2に規定されているところでございます。

そこで、今般の刑事訴訟法の改正に伴いまして、少年審判規則第24条の2についても教示に関する規定を整備する必要がございますので、規則案のとおり改正をしたいと考えているところでございます。少年審判規則第24条の2の改正案については以上でございます。

【高橋委員長】 それでは、質疑と意見表明の2段階に分けて御審議をお願いいたしますが、まず規則案に関する質疑を行うことといたします。第7条又は第24条の2のいずれについても結構でございますが、規則案について御質問のある方はいらっしゃるでしょうか。

【山崎委員】 第7条について、三、四点、質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、前提として確認をさせていただきたいのですけれども、付添人の記録閲覧権の意義という点でございます。

少年審判規則第7条第2項には、付添人は、家裁の許可なく記録の閲覧ができるということが定められておりまして、付添人の記録閲覧権というものは、少年の防御権の保障にとって重要な権利であって、この点は、刑事事件における弁護人の記録閲覧権と異ならないというふうに考えておりますけれども、この点に関する最高裁の見解を伺いたいと思います。

【高橋委員長】 山崎委員の質問に対して事務局から御回答をお願いします。

【和波幹事】 今、付添人の閲覧権ということで御質問いただきました。付添人という立場でございますが、これは先ほど私の御説明でも触れさせていただいておりますけれども、飽くまでも付添人というのは少年の側に立ちながらも、少年保護事

件の目的達成のために尽力するものと考えておまして、少年審判が適正に運営される限りでは調査あるいは審判の協力者ということになりますけれども、裁判所の不適正な活動に対しては、少年の正当な利益のためにこれを監督し、是正を求める役割を有していると考えております。

したがって、付添人には、裁判所の活動の監督・是正及び調査・審判への協力という、適正な審判の実現のために必要不可欠の役割が求められていると考えております。

こういった観点から少年審判規則第7条第2項は、付添人のこのような役割の重要性を踏まえまして、審判開始決定がされた後については、少年とは異なり、また付添人が弁護士であるか否かにかかわらず、基本的に審判資料となり得る記録の全てを閲覧する権利を保障しているものと考えられるわけでございます。この閲覧権というのは、今申し上げた観点からしますと、付添人活動、ひいては少年の利益にとって本質的かつ重要な権利であると考えているところでございます。

【山崎委員】 その点を確認させていただいた上で、第7条の第3項と第4項に関する御質問です。

共通してですけれども、今回の改正案の条項ですと、まず保護の対象とする人的な範囲というものを限定せずに、単に「人」ということで規定をされております。さらに保護すべき情報の内容という観点から見ましても、例えば「氏名又は住居」という内容には限定していないことになっておりますので、付添人の立場としては、どこまでもこの範囲が拡大してしまうのではないかという懸念を抱かざるを得ないところでございます。

そういった問題意識の下でお尋ねをしたいのですけれども、まず被害者や供述調書の供述者以外にどのような人が想定されているのか、また人の氏名や住居等の人物を特定するような事項以外に、どのような情報を対象として想定しているのかといった点についてお伺いしたいと思います。

【和波幹事】 まず保護すべき人的範囲ということでございますが、少年審判手続

におきましては、御承知のとおり、一件記録の全てが付添人の閲覧の対象となっております。当該記録に名前等があらわれている者については、抽象的には保護の対象とする必要性が認められると考えられます。したがって、この条文の文言上は単に「人」という形で規定することとしております。

一方で、記録上、それがあらわれている者であったとしても、具体的に保護の対象になるか否かにつきましては、加害行為等のおそれという別の要件がございます。こちらで絞りがかかると考えておりますので、その範囲が無限定に広がることはないと考えております。

ここで想定される「人」でございますけれども、具体的には被害者以外で申し上げますと、その被害者の親族ということが考えられますし、あるいは参考人であったり、その参考人の親族の方が考えられるところでございます。

そして、これらの方に対しまして、仮に閲覧の時点で供述調書が作成されていなくても、記録、これは例えば捜査報告書等が想定されるかと思いますが、その記録中に記載されている方について、その方に対する家裁調査官の調査といったものを含めて、適正な審判の実現のために、その方の協力を得る必要があります。かつ加害行為等のおそれがあるというふうに認められる場合には、その方あるいはその親族の方が保護の対象に含まれると考えております。

次に、保護すべき情報でございますけれども、今、申し上げました人的範囲と同様に、少年審判手続におきましては、一件記録にあらわれている情報については、抽象的には保護の対象とする必要性が認められるということになります。したがって、その範囲について規定上は限定をしておりませんが、こちらにつきましても、実際に措置がとられる事項となるか否かにつきましては、要件の一つとなっております加害行為等のおそれの有無によって判断されるという形になっております。

この加害行為等のおそれが認められるには、具体的には、まずその対象者に行き着くことができることが必要になりますし、さらにその少年の人格でありますとか、

少年と付添人の関係等の諸事情から見まして、加害行為等がされる蓋然性が認められる事項であることが必要になってまいります。

そうしますと、具体的に措置がとられる事項としましては、一つ目の観点、対象者に行き着くことができるかどうかという観点からしますと、典型的には人の氏名や住居といった特定事項が考えられるわけではありますが、二つ目の観点、すなわちその事項によって加害行為等がされる蓋然性が認められるかどうかということにつきましては、例えば少年側が当該「人」を既に特定している場合に、その時点では直ちには加害行為等のおそれはないとしても、その供述内容等によって、すなわち被害者等が示している峻烈な処罰感情あるいは被害感情、こういったものを知ることによって、加害行為等のおそれが認められるということがあるときには、その供述内容といったものも保護の対象となり得ると考えております。

【高橋委員長】 ほかに御質問はいかがでしょうか。

【山崎委員】 今のところが私、十分に理解できてないところがあるのですけれども、例えば刑事訴訟法の条文のように、氏名又は住居あるいはそれを含むような本人を推知させる事項だけで足りないというあたりがどういう理由になるのかを、もう少し御説明いただけますでしょうか。

【和波幹事】 今、申し上げましたとおり、保護すべき情報としては二つの観点から考えなければいけないと考えておりまして、一つ目は今、山崎委員がおっしゃったとおり、特定につながる事項でございますので、人の氏名、住居に限らず、それを推知させるような情報、例えば、少年事件であれば、学校の名前であったりとか、小さければ幼稚園ということもあるかもしれませんし、例えば病院の名前ということもあるかもしれません。そういった推知させる情報というのは、この特定につながる情報という意味で、保護の対象として含まれることになろうかと思っております。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、保護の対象となる情報としましては、その特定情報のみならず、少年の人格や少年と付添人の関係等を考慮いたしますと、その情報を知ることによって少年が加害行為に及ぶおそれのある事項、これは既に

人が特定されている場合であっても、その情報を知ることによって加害行為等に及ぶおそれがあるような事項があるとすれば、これもやはり保護の対象にしなければならないと考えております。

こういったものは推知される情報には含まれない、その範囲の外にあるものと考えられますので、そういった観点からは推知させる情報以外のものも保護の必要性はあろうかなと思っているところです。

【山崎委員】 また次の別の問題なのですが、こちらも第7条の第3項、第4項に共通する要件ですが、身体・財産に対する危害、名誉若しくは社会生活上の平穩を著しく害する行為がなされるおそれ等という、この要件ですが、裁判所としてはどのような情報あるいは証拠に基づいて判断するということを想定されているのかという点でございます。

基本的には、この段階ですと、捜査機関からの文書等しかない状況かと思われまので、そういった文書による要請内容ということになりますと、被害者ですとか情報提供者の御意向というものを踏まえた内容になることが多いのではないかと考えられますが、いわばそれを鵜呑みにするような形で適正なチェックがなく、こういう判断がされてしまうおそれがあるのではないかと懸念がありますので、御質問する次第です。

【和波幹事】 今の御質問に対して、まず端的に結論をお答え申し上げますと、判断資料になるものは、少年保護事件に関する一件記録全てということになろうかと思っております。もちろん、この一件記録の中には、捜査機関経由で寄せられる被害者等の要望等というものも含まれており、それを裁判所は参考にするわけですが、もちろんその要望だけではなくて、その一件記録の他の部分の資料も全て含めた上で、総合的に考慮するということになります。また、先ほども少し触れましたけれども、この措置をとるに当たっては、付添人に対する求意見が要件、義務として課せられておりますので、この付添人の意見も一件記録といえますか、判断資料としては当然含まれるということになろうかと思っております。

さらに、仮にその捜査機関から寄せられた被害者等の要望の内容を裁判所が見ま
して、その内容がどの程度のものなのか、あるいはその信用性がどうなのかという
ことについて、裁判所として疑義があると考えた場合には、当然捜査機関に対する
照会を行ったり、補充捜査を依頼したりするということがあり得まして、これはも
ちろん最終的には一件記録になるということが前提でございますが、そういった補
充の資料も含めて、判断することになります。その意味では、来たものをそのまま
鵜呑みにするということではなく、そういった要望も踏まえながら一件記録の全て、
そして付添人の意見も踏まえながら判断することになると考えております。

【山崎委員】 次に、第7条第3項に関してなのですが、少年や保護者に対して知
らせる時期又は方法を指定するというふうにありますけれども、これは具体的にど
のようなケースというのを想定されているのかお答えいただければと思います。

【和波幹事】 この点につきまして、これから改正するわけでございますので、最
最終的には、この改正に基づいて具体的な運用が現場において検討されるというこ
とになるかと思っておりますけれども、現時点で想定できるものとしたしましては、まず
時期の点では、例えば、加害行為等がされるおそれの少ない場所に対象者が引っ越
しをするということはあるわけございまして、そういう一時的な移転がある
とするならば、そういう移転の終了後の時期というものを一つ想定することができ
ようかと思っております。

また、対象者の証人尋問が予定されているとするならば、この証人尋問において
きちんと証言をしていただくということが一つの目的になるわけございまして、
その予定されている証人尋問の期日の終了後の時期を指定するということも、考え
られるところかと思っております。

典型的には、そういった引っ越しの時期であるとか、証人尋問の期日というもの
を想定した上で、「何年何月何日までは知らせてはならない。」という形で、年月日
によって指定する方法が考えられるわけです。

もちろん今、申し上げましたように、例えばこの証人尋問期日が終わるまでとい

うような形で定めることも、全く不可能ではないと思います。ただ、付添人の活動上の疑義を少なくする、明確にこの時期を特定することによって、付添人の活動を保障するという観点からしますと、前者のような「何年何月何日までは知らせてはならない。」という形によることが多いのではないかなというふうに想定しているところでございます。

次に方法の点でございませけれども、これは例えば少年側に知らせる場合について口頭のみによることとして、書面に記載したものの閲覧であったり、その交付あるいは記録の謄写物の再謄写を認めないといった形で方法を限定することということが考えられるのかなと思っております。

【高橋委員長】 ほかに御質問はいかがでしょうか。

【土橋幹事】 第7条に関してでございますが、まず付添人と少年との関係を考慮してなっていますが、まずこの意味が何なのかという点。これに関して付添人が弁護士付添人であるということは、第3項及び第4項の適用においてどのような意味を持つのかという点について、御見解をお伺いしたいと思います。

【和波幹事】 この点は、追加資料としてお送りした際に加えた点でございませけれども、まず加害行為等のおそれの有無の判断でありますとか、加害行為等を防止するための措置の選択に当たりましては、当然のことながら、付添人が当該事項を少年側に伝達する蓋然性も考慮することになります。

そして、その付添人が少年に伝達する蓋然性を考える際には、当然、付添人と少年との関係、特に付添人が弁護士であるかどうかは考慮すべき重要な事情の一つであるといえることから、このような観点から「付添人と少年との関係その他の事情を考慮し、」という規定を設けることにしたわけでございます。

そして、弁護士かどうかは、今申し上げたように、非常に重要な事項だと思っておりますけれども、付添人が弁護士である場合には、当然、法律専門家でございますので、付添人制度の趣旨を踏まえた活動を一般的には期待できるだろうと思っております。

そして、条件等に違反した場合には、先ほどの説明でも申し上げましたとおり、

いわゆる処置請求という制度を設けることにしておりますが、規則案第7条第7項、第8項でございますが、こういったものが可能であるという点も踏まえまして、これらの点を考慮してもなお、少年側に加害行為等のおそれのある事項が伝達される蓋然性が高いといえるのかどうか、こういったことを検討するということになろうかと思っております。

この点は、第3項及び第4項のいずれについても、最も重要な考慮要素の一つであると考えているところです。

【土橋幹事】 先ほど第4項についてもという御説明がありましたが、確認のためにお伺いしたいのは、第4項についても付添人と少年との関係は考慮されるのかという点や、そうであればこの文言を第4項に明示的に規定することができないのかどうか、この点の御見解をお伺いしたいと思います。

【和波幹事】 この点につきましては、第4項についても当然考慮されます。むしろ、第4項については、その点をきちんと考慮しなければいけないと考えているところでございます。

この第4項前段でございますが、この中には「前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき」と規定されておりますけれども、前項というのは、もちろん第3項でございますが、第3項において「付添人と少年との関係その他の事情を考慮」ということを前提とした上で、それでもなお第3項本文に規定する措置では加害行為等が防止できないおそれがあるか否か、これを第4項において判断するということを明らかにしたものでございまして、第4項においても「付添人と少年との関係その他の事情を考慮」ということについては変わりがないものと考えております。

そして、第4項について今の文言を規定として置くか否かについても御質問がございましたけれども、この点につきましては、前項本文の場合において云々という規定がある中で、この文言からしますと、今申し上げましたように、第3項の「付

添人と少年との関係その他の事情を考慮し」という定めが第4項にも及ぶと解されるものと我々としては思っておりますし、また別の観点から申し上げますと、第4項に仮にこの規定、この文言を別途規定するとしますと、第3項と第4項で規定している加害行為等のおそれが質的に異なるものであるというような誤解をされる懸念があるのではないかなと思っております。

すなわち、第3項と第4項の差異がどこにあるかということですが、これは加害行為等のおそれに質的差異があるということではなく、加害行為等につながり得る事項が少年側へ伝達されることをどの程度許容するのか、その許容性の程度の差にすぎないと考えておまして、この文言を第4項に入れることによって、質的な差があるというような誤解を生ぜしめるおそれ、懸念があるということから、文言としては入れないということにしたところでございます。

【土橋幹事】 第7条第4項について再度お伺いしたいと思えます。

第4項の危害行為等を防止できないおそれがあると認められるときというのは、具体的にどのような場合があるのか、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

【和波幹事】 第4項の適用場面につきましては、冒頭の説明においても簡単に触れさせていただいたとおりでございますけれども、我々としては、これが適用されるのは例外的な場合に限られると考えているところでございます。

冒頭の説明で申し上げましたように、例えば付添人が暴力団組織その他の不良集団のために証拠の内容を漏らす活動をしているような事情がある場合には、当然付添人と当該集団との癒着が疑われる場合でございますので、こういった場合は例外的な場合に当たり得るという可能性があるかと思えます。

それ以外の問題としては、少年側が付添人に対して対象者に関する情報を教示するように非常に強く求めている、付添人がその少年側からの要求を拒否した場合には、付添人自体に危害が加えられてしまうおそれがあると、そういう意味では付添人が情報を秘匿することについて困難を来す、そういった事情が予想される場合と

いうものもあり得るかと思ひますし、あるいは少年側に対象者に関する特定の情報が知られたときに、その加害行為等の結果が非常に重要なもの、深刻なものであるような場合、これを防止するためには付添人が故意ではなく、過失でも漏らしてはいけないというような深刻な危害が想定されるような場合、こういった場合については、例外的な場合として閲覧禁止がされる可能性があるものと考えております。

【土橋幹事】 また、第7条第4項に関してお伺いしたいと思います。

「付添人の意見を聴く」という点についてお伺いしますが、付添人に意見を聴くというのは、付添人にどのような情報を開示して意見を聴くというふうにご考慮されるのでしょうか。特に第4項の場合は、閲覧禁止情報の内容というのを、どのような形で付添人に伝えるのか。また、第4項を適用する理由、第3項では危害行為を防止できないということになると思ひますけれども、これを開示して意見を聴くということになるのでしょうか。

【和波幹事】 付添人の求意見についての御質問でございますけれども、まずそもそも制限措置をとるかどうかについて判断する際の要件は、主として二つ大きなものがあるかと思ひます。

一つは加害行為等のおそれ、すなわち積極的な要件ということになりますし、もう一つは例外事由として規定しております審判の準備上の支障があるかどうか、これはいわゆる消極要件と言つてもいいかもしれませんが、この二つが主とした要件になろうかと思ひます。

付添人につきましては、これらの要件のうち、特に後者の要件、審判の準備上の支障のおそれがあるかどうかに係る判断の基礎となる情報を有していることが多いだろうと考えられるところでございます。

裁判所が積極要件及び消極要件、特に消極要件ということになりますが、これを適切かつ迅速に判断するためには、付添人から意見をきちんと聴取して、それを踏まえるということが必要であるという観点から、事前に求意見をしなければいけないということにしたものでございます。

運用についての御質問ですが、運用については、今申し上げた趣旨を踏まえなければいけないということですが、必要に応じまして、付添人が今申し上げた各要件について、十分に意見を述べられる程度の情報を開示することになります。もちろん、これは最終的には現場でいろいろな工夫がされるということになりますけれども、現在、考えられる一例を申し上げますと、例えば裁判所において、あらかじめ制限措置の対象箇所を特定しておく、例えば一件記録のうち被害者の氏名であるとか、何月何日付け捜査報告書何ページの何行目から何行目というような形でまず箇所を特定した上で、更にその概要についても説明することが考えられます。具体的には「被害者の氏名あるいは電話番号なんですよ。」というように、その中身は具体的に特定できませんけれども、どういうものが含まれているかが分かる程度の概要を説明した上で付添人から意見を聴くということは考えられるところかと思えます。

そしてもう一つの御質問ですが、その際に措置をとろうとしている理由を説明するかどうか、そして説明するとしてどのような点まで説明するかということについては、やはり加害行為等のおそれの内容とか程度、あるいはその他の事情を考慮して、個別に判断せざるを得ないところかと思っておりますけれども、例えば、理由の概要を仮に示したとしても加害行為等に結び付くおそれがなく、かつ付添人が意見を述べる上では、その理由の提示が不可欠であるというような事情があるとしたら、そういった事例においては、理由の概要を示すということが適切な場合もあるかなと思っておりますのでございます。

【土橋幹事】 その点に関して、若干先ほどの補足で質問させていただきたいのですが、先ほどの御説明の中だと、一件記録のうち、被害者の氏名という場合とか捜査報告書の何ページから何ページということで、概要としてその概要も説明するというので、例として被害者の氏名とか電話番号ということを挙げられたと思えます。

ただ、今回要件として、保護すべき対象の情報が非常に広範囲にすることができ

るということから、先ほど例で挙げられた概要、被害者の氏名や電話番号以外に、もっと広範な情報が書いている場合があると思います。その場合に、どのように具体的に、先ほどの被害者の氏名、電話番号ということであれば、被害者さんを推知する情報ということにつながっていくのかなと思いますが、それ以外の情報に関しては、内容面に関して保護するといった場合に、どのような概要の御説明をしていただけなのか、どのような運用のイメージを持っておられるのかについて、可能な範囲で補足の御説明をいただければと思います。

【和波幹事】 この点については、今、申し上げたとおり、具体的な事情によってかなり区々になろうかと思しますので、この段階でこういったことが具体的に説明できるということを申し上げるのは非常に難しいのかなと思っております。

ただ、一方で閲覧禁止の対象が具体的な内容に踏み込めば踏み込むほど、当然付添人の活動に対する支障があり得るわけでございますので、そこは付添人の活動に対する影響との関係で、どの程度の概要を説明しなければいけないのか、あるいはその説明をしないことによって具体的に支障が生じるかどうかという辺りを、正に付添人の方からお聴きをしながら、個別具体的に判断していくことになろうかと思っております。

裁判所が一方的に決めて、これで概要を説明したというような運用ではなく、付添人ときちんと意見交換もしながら、運用していくということが必要になる場面もあろうかなと思っております。

【村田委員】 さらに補足して、今の土橋幹事の御疑問は、被害者の氏名あるいは電話番号といったことであれば、比較的イメージがしやすいが、それ以外のものはイメージがしにくいという御趣旨の質問かと思っておりますが、先ほどの山崎委員からの御質問に対して和波幹事から御説明をしたとおり、保護すべき情報の範囲については、推知させる情報という類型に尽きるものではないという御説明をさせていただいた中で、少年自身はその関係者としてそういう人がいる、例えばその人がもう取調べを受けたであろうことは分かっているというような局面においても、何を話し

たか分からないというような状況があり得るかと思うのです。そういった際にもう一つ、保護すべき情報の観点としては、例えば非常に峻烈な処罰感情を述べているというようなことがあったときに、「そこまで話をしていたのか。」というようなことになると、少年の方としては加害の意思を抱いてもおかしくないかなと思います。こういうような情報があるとすれば、そういったものを措置の対象として考えることはあり得ることかと思えます。それは先ほど御説明したとおりですが、そういったケースであれば、例えばこの捜査報告書、あるいは供述調書のこの部分には被害者の非常に厳しい処罰感情が記載されているというような形で概要をお示しするということはあり得るかなと思います。

【土橋幹事】 付添人の審判の準備上の支障を生ずるおそれという要件があると思えますが、それはどのような情報に基づいて判断をされるのかという点です。基本的には、付添人の意見を聴いて判断するということになると思われまじけれども、付添人が適切な意見を述べるために十分な情報というのが、先ほどの質問と関連しますが、提供されるのかどうか、その点について御見解をお伺いしたいと思います。

【和波幹事】 この点については、今まで説明したところと重なるところもございますけれども、基本的には少年保護事件の一件記録全てが判断の基礎となるということになるかと思えます。その中でも、やはり付添人の意見は、今申し上げたとおり、付添人の準備の支障が非常に大きなポイントになるわけでございますので、その中でも最も重要な資料の一つであると考えております。

そして、その求意見をされる際に、どの程度の情報が提供されるかということについては、今申し上げた概要の部分が一定程度、当てはまるんだらうと思っております。付添人がそういう意見を述べる上で必要と思われる、あるいはそれを判断するために十分と思われる程度の概要を説明した上で、それを踏まえて御意見を形成していただくことが必要であらうと考えております。

【土橋幹事】 次ですけれども、審判の準備上の支障というのが、これは要保護性に関わる活動も含むと理解していいのかどうかという点です。つまり、非行事実認

定以外に、要保護性に関する活動も含まれるのかどうかという点、例えば示談交渉ができないとか、環境調整活動ができないとか、こういったことも付添人の審判準備上の支障に当たるといふふうに理解していいのでしょうか。

【和波幹事】 この審判の準備上の支障については、追加で配布した変更後の条文でも規定しておりますとおり、付添人による審判の準備が非常に重要なポイントであろうと考えておまして、これは付添人の活動の重要性、そしてその前提となる閲覧権の重要性を配慮した規定であると考えております。

そういう観点からしますと、この各措置によって支障が生じないようにすべき付添人の活動というのは、その全て、あらゆるものに及ぶと考えております。その意味では今、例示として上げられました示談交渉でありますとか、環境調整のための交渉といったものも当然付添人にとっては非常に重要な活動でございますので、そういった要保護性に関わるような活動も、当然この支障の対象に含まれるものと考えております。

【須納瀬委員】 今のお答えに関連して確認のために質問したいのですが、示談交渉であるとか環境調整活動というのも審判の準備上の支障の検討要素になってくるということでしたが、先ほどの御説明で、この審判の準備上の支障という要件、危害のおそれとは別個、独立の要件として判断をするということでしたが、この点で審判準備上の支障があるとすれば、第3項、第4項の適用にはならないという理解でよろしいかというふうに思うのですが、そうだとすると、例えば被害者が氏名や住所等は秘匿してほしいという要請を持っていると。しかし、付添人としては、どうしても被害者と連絡をとり、示談交渉をすることが重要な場面だというふうに考える場面は結構多かろうというふうに思うんです。

そういう場合は、その閲覧を制限することは審判準備上の支障があるということになりますので、第3項、第4項の制限対象にはならないという理解でよろしいのかどうかという確認でございます。

【和波幹事】 基本的な考え方については今、須納瀬委員がおっしゃったとおりかと思えます。

ただ、どういう情報を隠すかについては、個別の事情によって変わってくるわけでごさいますして、例えば住居については、これに代わる連絡先を伝えなければいけないというような規定が設けられております。仮に、この連絡先を伝えることによって、付添人の活動ができるということになれば、これは住居自体は隠した上で連絡先をお伝えして活動いただくということはあるのだろうと思えます。

ただ、それでは不十分である、それでは付添人の活動に支障が生じるという事情が認められる場合には、今、須納瀬委員がおっしゃったとおり、これは例外、ただし書の規定あるいは第4項のその例外規定が適用される場面でごさいますので、各措置をとることはできないということになろうかと思えます。

【須納瀬委員】 実務的な感覚として、そういう対処方法というのは大変よく分かるし、現実的にそれに近い運用をしている部分もあるとは思いますが、先ほどの御説明との関係でいうと、審判準備上の支障がある場合には、第3項、第4項の制限はできないと。そうすると、氏名や住所に代わる呼称や連絡先という要件の適用もないという話になってくるかなと思ったものですから、ちょっとそのあたりを整理していただいたほうがいいかなと思った次第です。

【村田委員】 おっしゃられるとおり、その審判の準備上の支障の個別の内容によるかと思えますけれども、例えば示談交渉であったり、環境調整というような例示で挙げられたものであれば、場合によっては、付添人にはその情報の閲覧をしていただいて構わないということであっても、少年や保護者には知らせてはならないというような形にして、その上で示談交渉等を図っていただく方が適切という事案もあるかと思えます。その場合には、第4項の方は、正に審判の準備上の支障のおそれがあるので第4項の措置はとれないけれども、第3項の方の第1次的な措置はとれると、こういったケースというのもあり得ると思えます。

【高橋委員長】 ここで10分間休憩いたします。10分後に再開いたします。

〔休憩〕

【高橋委員長】 再開いたします。

質疑の途中でございます。御質問がございましたら。いかがでしょうか。

【山崎委員】 あと3点、質問させていただきたいと思います。

まず第7条第6項の関係でございます。措置がとられた場合の裁判所からの通知の在り方ですけれども、まず形式として書面、口頭、どういった方法でされる御予定なのか。あと、措置の対象となった情報について、どのように特定をされる予定なのかという点をお聞きしたいと思います。

【和波幹事】 まず通知の形式、方法でございますけれども、少なくともこの通知について法令上、何か方式について限定があるというわけではございません。したがって、この通知は他の通知と同様でございます。書面又は口頭のいずれの方式によっても、少なくとも法律上は行うことができるということになっております。

ただし、いずれの方式によっても、通知をした場合には、これは少年審判規則の第6条の2という規定が適用されることとなりますので、この通知をした場合には、その旨を記録上明らかにしなければならないということになってまいります。

また、後段部分にも書いてありますとおり、その措置の範囲というものは、きちんと特定しなければいけませんので、そういったものが明確になるような形で通知をするということは、少なくとも要請されることになろうかと思っております。

そして、特定事項以外の事項かどうかということにかかわらず、措置の対象となる事項につきましては、当然のことながら、付添人を含む関係者の間で認識に齟齬が生じないような形で特定される、齟齬が生じないような程度に特定される必要があると考えております。特定事項については、例えば氏名とか住居という形で、割と明確になるわけでございますが、それ以外の事項につきましては、例えば何月何日付け作成の警察官調書の何ページの何行目から何行目というような形で、どこの部分が措置の対象になっているかということについては、明確になるような形で特

定することが必要になると考えております。

【山崎委員】 次に、第7条第4項で付添人に閲覧を禁じられた情報の取扱いですが、裁判所の方では、この閲覧が禁じられた情報に基づいて、事実認定あるいは要保護性の判断というのがなし得るのか、あるいはできないのか、この点、条文上には明記されておりませんので、どのようにお考えかというのをお尋ねしたいと思います。

この点、そういう判断の根拠にはできないということであれば、それは非常に大事な点ですので、条文上、明記することは考えられないのかといった点についても、併せて質問させていただきます。

【和波幹事】 審判の準備上の支障という文言につきましては、今回、付添人の活動を加えさせていただきましたけれども、これは例示ですので付添人の活動以外の部分も含めて審判の準備上の支障は考える必要があるということになります。

すなわち、裁判所側の、例えば調査官の調査であったりとか、こういったものについても、当然審判の準備上の支障というような観点から検討することになるわけですが、正に裁判所において当該事項を少年に伝達する必要がある、逆に言うと、これを伝達しないと裁判所側の調査であったり、働き掛けが十分にできない、要するに、非行事実の認定や要保護性の判断の根拠として用いる必要があるということになるわけですが、そういった場合には、当然これは裁判所側から見て、審判の準備上の支障のおそれがあるという判断になるかと思えます。

したがって、この場合には例外規定が適用されることになり、措置をとることができないということになるわけですが、今の解釈というのは、この文言から当然に導かれる帰結であると我々としては考えておりますので、現在の規定のままでも今、申し上げたような解釈は当然とれますし、その措置をとった上で、それを根拠に使うというようなことにはならないだろうと思っております。

正に、適正手続の観点からは、付添人側の準備の支障、裁判所側の準備の支障、この両方をきちんと考慮した上で、例外規定が適用されるかどうかを判断しなけれ

ばならないわけでございまして、付添人の側に対して隠したまま、裁判所が使うというようなことは、この解釈上はあってはならないと思っております。

【山崎委員】 最後の質問になります。

実務で実際、少年事件をやっていると、事件が家裁に送致されてから、なるべく早く付添人としては審判開始決定がされたら記録を閲覧するということを考えるわけでございますが、この第7条の今回の新しい第3項、第4項以下が規定されますと、実際にはその判断にある程度時間がかかって、場合によっては補充捜査が必要となるケースなども御説明にありましたけれども、相当、付添人が記録を閲覧できるまでに時間がかかってしまうのではないかというふうなことを懸念しております。

御承知のとおり、審判期日までは時間的に限られておりますので、そういった点で支障が出るのではないかということに関連して、さらに付添人の意見を聴くという手続が入りますと更に遅くなるという部分も懸念されますので、現時点で閲覧ができるまでの時間として、大体どの程度の時間というのを最高裁としては想定されているのかという点を最後にお聞きしたいと思えます。

【和波幹事】 今、御指摘を頂いた点は非常に重要な問題であろうと思っております。これは運用上の観点からきちんと対応しなければいけない、十分に裁判所として検討しなければいけない問題であろうと思っておりますのでございます。

そういうような観点からいたしますと、仮にこういった形で改正がされた場合には、付添人にとって早期の閲覧ができますように、施行前の段階から裁判所内部での認識共有とか態勢構築を考えていかなければならないと思っておりますし、もちろん日弁連等を含む関係機関との間でも運用を協議していったら、どうすればスムーズな運用ができるのかということについて、検討していかなければならないと考えているところでございます。

例えば、送致機関から適切に保護を検討すべき情報というものが提示され、それを基に該当箇所をあらかじめ迅速に特定し、そして早期に付添人に対して求意見を

行うことができるような運用上の工夫をしていかなければならないと思っております。

具体的には、これは規則の改正の内容が固まってから施行までの間に検討することではございますが、第3項、第4項との関係で申しますと、繰り返しになりますけれども、第4項というのは例外的であって、第3項、すなわち付添人には見せるけれども、少年には伝えないといったことが一般的な運用であるとしみますと、その部分については早期に付添人に見ていただくということは十分あり得る取扱いではないかと考えております。

今、申し上げたように、これは実際の運用の問題になるということ、それから少年事件については、記録の量が本当に事件によって様々でございまして、膨大な一件記録が直接裁判所に来るということも少なくないわけでございます。そういう観点から申しますと、今の段階で何日以内には必ずお見せしますというようなことをお約束するのは非常に難しいところでございますけれども、我々としては最大限、膨大な量の記録が来たときにも、最低限、これぐらいでは運用できると言えるような態勢を構築するために、どういう工夫ができるかということについて、関係機関のお知恵も拝借しながら、ぜひ協議を続けていきたいと考えているところでございます。

【出井委員】 弁護士委員ばかり発言して申し訳ありませんが、重要なところなのでお許してください。

若干項目としては戻ってしまうことになるかもしれません。「付添人と少年との関係その他の事情」の考慮要件のところでございます。特に第4項との関係ですね。先ほどの御説明で、この要件、「付添人と少年との関係その他の事情」という考慮要件の中で、付添人が弁護士であること、これは重要な考慮要素であるという御説明がございました。また、この要件は第3項だけでなく、当然第4項にも及ぶものであるという御説明でした。

その点ですけれども、この関係では第3項よりもむしろ第4項の方で付添人が弁

護士であるということは重要な意味を持つ、クリティカルな意味を持つのではないかというふうに考えているところです。すなわち、付添人から少年側に機微情報が伝わってしまって、第3項所定の危害等のおそれが生ずるという点では、付添人が弁護士であるかどうか、これが非常に重要な意味を持つというふうに理解いたしました。そのような理解で良いかどうか、良いという前提での確認的な質問になりますが、先ほどこれも第4項が適用される例外的な場合ということでしたが、どういう場合かという、全部記憶しているわけではないのですが、一つは過失で少年側に伝わるおそれがある場合、それから付添人が少年側から威迫されているというか、情報を出すように迫られていて出さなければいけないような場合、それから付添人が暴力団等に加担しているような場合と、そういう御説明がありまして、それを前提としますと、もちろんそれで全部尽くされているわけではないと思いますけれども、弁護士が付添人である場合に、先ほど処置請求等もあるというお話もあって、少なくとも通常の弁護士の活動、あるいは職務基本規程を守る、守った活動である限りは、弁護士が付添人となる場合に、第4項が適用されてくるというのは、およそというのは言い過ぎかもしれませんが、非常に例外的な場合であるというふうにお聞きしましたが、これは運用あるいは適用の問題なのでお答えいただけるかどうか分かりませんが、大体そんなイメージでよろしいのでしょうか。そこは本当に重要なところなので、重ねてお聞きしておきたいと思います。

【和波幹事】 今、御指摘の点は、我々としても非常に重要なポイントだと思っております。基本的には今、出井委員がおっしゃったとおりの解釈になるのだらうと思っております。条文の文言上は第4項には規定しておりませんが、むしろこの付添人と少年との関係をより考慮しなければいけない、特に付添人が弁護士かどうかをより考慮しなければいけないのは、第4項の場面であろうということもおっしゃるとおりだと考えております。

そのような観点からしますと、先ほど申し上げた例というのは、今、御指摘されたとおりでございまして、通常の弁護士の方、弁護士倫理に基づいて活動を行って

いる方について、先ほど申し上げたような例が起きるといことは、我々としても極めて例外的な場面だろうと思っております、そういう観点から正に付添人が弁護士の場合には、第4項が適用される場面というのは極めて限られており、一般的には第3項の条件付け等で十分措置としては足りるであろうと思っておりますのでございます。

【出井委員】 もう一点、これも確認的な質問になると思いますが、先ほど山崎委員の質問でしたかね、付添人に閲覧を禁じた情報の取扱い、それに基づいて裁判所は事実認定できるのかという問いに対して、それは当然できないんだと、それは明確であるというお答えでした。

正にそのとおり、当然そうなるべきであると思っておりますが、ちょっと揚げ足取りみたいになるかもしれませんが、逆に事実認定に使わないからこの情報は開示しなくていいんだ、伝えなくていいんだという方向で解釈されるのはおかしいというふうに私は思っているのですが、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

というのは、事実認定に使ったかどうかというのは、なかなか検証ができないものですから、事実上、そういう方向で情報を出さない、事実認定に使わないからいいんだという方向で運用されると困るなどと思ってお聞きしている次第でございます。

【和波幹事】 その点も正に運用解釈にわたる部分でございすけれども、基本的な考え方というのは今、出井委員から御指摘をされたとおりでございまして、今、事実認定に使わないから隠していいんだということは、少なくともこの条文、規定の文言上からは、そういう解釈はとれないと思っております。

まず積極要件がなければ、これらの措置をとることはできないわけでございます、当該事項が少年側に伝わることによって加害行為、その他の法益侵害のおそれがあるということが認定できて初めて、措置の対象になるわけでございます。

そういう観点からすると、事実認定に使うかどうかというのは、その次のレベルといえますか、例外要件の中で判断されるべきこととございまして、まずはその事項について、そういうおそれがあるどうか、そして閲覧の禁止は例外的でござい

すけれども、条件付けをする、あるいは禁止をすることによって、付添人の活動に支障がないかどうか、ひいては裁判所の審判の準備上の支障がないかどうか、そういうステップを経るのが条文上は予定されている解釈適用でございますので、今のような考え方というのは、少なくとも条文の解釈からは出てこないだろうと思っております。

【青山委員】 先ほど土橋幹事の三つ目か四つ目の質問と、それから今の出井委員の最初の質問に関連して、私も第3項と第4項の関係の「付添人と少年との関係その他の事情を考慮し」という、この条項を第4項にも入れてはおかしいのかということを重ねて質問させていただきます。

先ほどのお答えでは、その「付添人と少年との関係その他の事情を考慮し」という文言は、もう第3項の中に入っているのです、その第4項の書き出しの裁判所は前項本文の場合においてできないと認めるときはということの中に、もう読み込まれているんだという御説明と、それからまたここに改めてこの言葉を入れると、第3項と第4項の対象としているもの自体が質的に変わってしまうおそれがあるというような御説明であったように思います。

それで今の出井委員も第4項にその言葉が入らないかという御質問をされて、しかしそれに対する回答として、これは第4項には当然入るんだ、解釈上、入っているんだという御回答を繰り返されたので、もうここでその解釈が今後定着すれば十分と言えれば十分だという気もしますが、やっぱり第3項の条件を付けたり、時期を指定したりすると閲覧をそもそも禁止するということは質的に違いますので、その第4項の中にも「付添人と少年との関係その他の事情を考慮し」という言葉を、例えば第4項には第3項では、ただし書とされている「付添人による審判の準備その他の審判の準備上の支障を生ずるおそれがあるとき」というのは、第3項ではただし書になっているのが第4項では本文の中に組み入れられておりますので、私が提言するように、「付添人と少年との関係その他の事情を考慮し」という言葉を入れるとしても、どこに入れるのかというのがちょっと難しいのですけれども、例え

ば第4項の3行目のこれこれ「防止できないおそれがあると認めるときは」の後に、「付添人と少年との関係その他の事情を考慮し」という一文を入れて、それに続けて「付添人による審判の準備その他の審判の準備上の支障を生ずるおそれがあるときを除き」というふうに、続けていってはおかしいのかどうか。それによって第3項と第4項の対象事項が質的に変わるというようなことになるのかどうか、これは重ねての質問で大変恐縮で、先ほどの御回答を十分に理解していないままに質問しているとすれば、その点は勘弁願いたいのですけれども、もう一度、御説明をお願いできれば大変ありがたいと思います。

【和波幹事】 今の点につきましては、非常に重要な問題であると我々、認識しておりますけれども、若干繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、改めて御説明をさせていただきたいと思います。

一つ目は、第3項と第4項の違いが何なのかということでございますけれども、我々の理解としては、第3項と第4項において、その情報が少年側に伝わることによって、加害行為等のおそれが発生するおそれ、これが第3項と第4項で違っているものではないと考えております。その情報はいずれにしても少年に伝わってしまえば、その危険性があるということで措置をとるわけでございます。

ただ、付添人には見せるけれども、付添人から少年には伝えないでくれという条件を付すなどする、これが第3項でございまして、付添人にも見せないようにするというのが第4項でございます。これは先ほど出井委員の御質問の中にもあったかと思っておりますけれども、付添人を介して少年側に情報が伝達される危険性がどの程度あるのか、この違いに着目をして第3項と第4項という違いを設けていることになります。すなわち、付添人に伝えても、そこから先、少年側に伝わる可能性がないのであれば、第3項で足りるわけでございますし、そこから先、更に少年側に伝わってしまう危険性があり、その危険性を看過できないというようなものについては、第4項で禁止まですることになります。その意味では、付添人が弁護士かどうかというのは非常に大きなポイントになってきます。

このように、少年側に伝わる危険性の有無にしか違いがないとしますと、付添人と少年との関係の考慮というのは、第3項のものと第4項のもので全く同じになってくるだろうと思っております、そういう観点からしますと、「前項本文の場合において、同項本文の規定」の云々というところで、当然第3項と同じ枠組みで判断がされた上で、その少年に伝わる危険性の有無の違い、程度の違いによって措置が変わってくるという趣旨を表すことを考えますと、改めてその要件を規定することで、判断の枠組みが異なっているという誤解を生ぜしめるおそれがあるのではないかと感じていたところでございます。

もう一点は、これも青山委員から御指摘を頂いたとおりでございまして、第3項では本文とただし書ということで書き分けているわけですが、第4項は若干技術的な問題、後段があるというようなところから、この部分については本文に規定されているわけでございます。正に「付添人と少年との関係その他の事情を考慮し」という文言を、「付添人による審判の準備その他の審判の準備上の支障を生ずるおそれがあるときを除き」という前に入れてしまいますと、この考慮要素が第3項でいうとただし書部分、ここについての考慮要素にもなり得るかのように読めてしまいます。そういった技術的な問題もあろうかと思ひまして、一つには、解釈上、それがなくても読み込めるのではないかということ、もう一つは、その規定を設ける位置によっては、異なる解釈を呼んでしまうのではないか、こういった観点から我々としては第4項に入れる必要はないのではないかという判断をさせていただいたところでございます。

【出井委員】 青山委員と同じ懸念というか、考慮から先ほど質問を申し上げたのですが、確かに今、和波幹事がおっしゃるとおり、入れてみると、なかなか難しいんですね。

青山委員がさっきサジェストされたのは、「おそれがあると認めるときは」の後に入れるということでしたが、ただ趣旨からすると、むしろ少年と付添人の関係を考慮しても、なおこれこれに規定する行為を防止できないおそれがあると認めると

きはと、趣旨としてはそういうことなんです。なので、「認めるときは」の後に入れるのは、ちょっと趣旨が違ってしまうかなというふうに思います。

前に入れるのは、今、和波幹事がおっしゃったように、なかなか条文上も疑義を呼んでしまうことになるのかなと思って、確かに難しいところですが、もちろん適切な入れ方があれば、御検討いただきたいとは思っております。

ただ、難しいのはよく承知しておりますので。

【須納瀬委員】 先ほどの山崎委員の質問に関連して、もし私が聞き落としていたのであれば、申し訳ございません。

第4項で付添人に閲覧を禁じた情報に基づいて裁判所は事実認定はできないという御回答だったと思うんですけれども、この点については、いわゆる非行事実の認定だけではなくて、要保護性の判断、その点も含めて認定には使えないということでもよろしかったでしょうか。

【和波幹事】 この点は、他の質問に対してもお答えさせていただきましたとおり、審判の準備上の支障の中に含まれる付添人の活動というのは、事実認定に関するものに限られず、要保護性に関係するものも当然含まれると考えております。

したがいまして、先ほど山崎委員に対してお答え申し上げた回答内容というのは、事実認定に限られず、要保護性の判断の根拠とするかどうかということについても、同様に当てはまると考えております。

【須納瀬委員】 あと1点だけ。これは順番としては後先になるような質問なのですけれども、冒頭の今回の規則改正の趣旨について村田委員から御説明があったところでございますが、規則の第24条の2の改正の契機として、今回の刑訴法改正に基づいて同様の規定を置くんだというような御説明がございました。

他方で、第7条の改正の趣旨としては、少年審判の手続の適正化という趣旨を述べられまして、刑訴法改正については、その点については言及されなかったかなというふうに理解しておるんですけれども、刑訴法でも第299条の4以降で、刑訴法改正で証人等の供述者の保護の観点等から改正が行われておりまして、その一つ

の契機として今回の第7条の改正も検討されたのではないかというふうに理解しておるのですけれども、そのあたりの関連についてはどのように御理解されているのかというのを教えていただければというふうに思います。

【和波幹事】 今、須納瀬委員から御指摘がございましたとおり、先般の通常国会におきまして刑訴法の改正がされ、検察官請求証人の氏名、住居等について同様の規律が設けられたというのは御承知のとおりでございます。もちろん、我々としなくても、そういった刑訴法の改正がされたということが今回の検討の契機になったということ自体、これは間違いのないところではございます。

ただ、実質的にどういう内容の改正を行うかということにつきましては、刑訴法の改正を契機としつつも、やはり少年審判手続の中で、どういう情報を保護する必要があるのか、その保護の措置としてはどういうものが適切なのか、これは手続構造等の違いを踏まえた上で検討する必要があると考えておりまして、そういう観点からは、現在の実務の中で、どういう点について我々として問題があると認識しているのかといったことや手続構造の違いを総合しながら、刑訴法の改正を契機としながらも、改正の内容については少年法独自の観点から検討させていただいたと理解をしております。

【高橋委員長】 引き続き、質問はございませんでしょうか。

それでは、意見表明の方に移ります。規則案に対する御意見がございましたらいかがでしょうか。

【須納瀬委員】 それでは私、弁護士委員、幹事を代表する形で、この規則案に対する意見を述べさせていただきたいというふうに思います。若干時間をいただきますが、よろしく願いいたします。

結論的に申し上げますと、本規則案のうち、付添人の記録閲覧権に関する改正、第7条第3項ないし第8項の新設には反対せざるを得ません。

理由を述べさせていただきます。本規則改正は、さきの通常国会で成立した改正刑訴法において、検察官請求証人等の氏名や住居に関する開示の制限の規定が設け

られたことを契機として、少年審判においても、基本的には同様の趣旨から、付添人の記録閲覧権に一定の制限を付する内容等を規定するものであると理解しております。

しかしながら、その制限の内容は、対象及び要件のいずれにおいても、刑訴法による制限を大きく拡大するものであります。

以下に述べるような付添人による記録閲覧権の重要性や、これを制限することによる弊害を考えますと、このような広範な制限は許容されないと考える次第です。

付添人の記録閲覧権の重要性については、先ほど最高裁の回答でも確認していただいたところであります。刑事裁判において、弁護人の記録閲覧・謄写権は、被告人の防御権の保障にとって本質的な権利であり、刑事訴訟法第40条により保障されているものです。

これに対し少年審判における付添人の記録閲覧権は、少年法上には規定はなく、少年審判規則第7条に規定されているものです。

しかしながら、付添人が少年の適正手続の保障の見地から、刑事裁判と同様、少年の防御権を保障し、裁判所の事実認定の適正を確保するという弁護人的な役割を有していることに鑑みれば、付添人の記録閲覧権は、少年の防御権の保障にとって重要で本質的な権利であることは、刑事裁判における弁護人の場合と異ならないと考えます。

刑訴法改正に際しては、法制審議会、新時代の刑事司法制度特別部会において、証人等に関する情報の保護に関する制度の導入の必要性について議論をされ、最終的な答申の内容となり、それが刑訴法改正案となって国会の審議を経て成立したという経緯があります。

先ほど述べたような付添人の記録閲覧権の重要性に照らすならば、刑訴法改正と同様の範囲の制限であるならばともかく、その範囲を大幅に超える改正である本規則改正については、少年審判規則の改正ではなく、法制審議会の議論や国会の審議といった慎重な検討を経て、法律改正により行うべきであると考えます。

次に、本規則改正案の具体的な問題点を幾つか指摘させていただきたいというふうに思います。

何より制限される情報の範囲が極めて広範であり、かつ制限が可能な事由も広範かつ曖昧であるという問題がございます。閲覧制限の対象となる情報の範囲について、改正刑訴法では、証人、鑑定人等あるいは供述録取書の供述者等の人的範囲の限定、氏名又は住居といった情報の内容の限定が付されているのに対し、本規則改正案では、何らの限定も付されていません。

したがって、修正案により付添人への通知が明記されましたが、なお、その情報の具体的内容は開示されないわけですから、少年や付添人には予想もできないような情報が知らされないまま審判が行われてしまい、少年の防御権に重大な打撃を与える可能性があります。

さらに、制限が認められる場合として、改正刑訴法の制限要件である「身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」がある場合に加えて、「人の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされるおそれ」がある部分が記載され又は記録されていると認めるときにも閲覧制限が可能であるとされています。

この名誉若しくは社会生活の平穩が害されるおそれという要件は、極めて曖昧な要件であり、特に、今日、情報がインターネット等に掲載されれば、その者が非難の対象になったり、さらには情報が悪用される懸念はあるのであり、名誉や社会生活の平穩が害されるおそれは、容易に認定できることになってしまいます。そうすると、「著しく」という要件を付したとしても、この要件の下に容易に制限が必要であるとの判断がなされてしまうという懸念があります。

なお、刑訴法第299条の3は、被害者保護の観点から、「被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められるとき」に、「弁護人に対し、その旨を告げ、・・・被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。」と規定してい

ます。すなわち、「名誉若しくは社会生活の平穩」の保護が必要な場合の規定ですが、その保護対象は「被害者」の「被害者特定事項」に限定し、しかもその制限は、弁護人に対し、「被告人その他の者に知られないようにすることを求める」ことができるに過ぎず、それ以上に閲覧の制限をすることまでは規定していません。これと対比すると、明らかに過度な制限であるといわざるを得ません。

このように広範かつ曖昧な制限である結果、付添人活動に及ぼす具体的な弊害が生じます。

本規則案による閲覧禁止がなされた場合、重要な情報が付添人に知り得ないまま手続が進行してしまう可能性が払拭できません。先ほど最高裁からは、閲覧制限の措置を講じた情報は、事実認定や要保護性判断の根拠にはできないという説明がありましたが、その点も条文上は明示されておらず、この点が各裁判官の判断において確保できるかどうか懸念があります。

その結果、えん罪や不当に重い処分が下されるなどの危険性が増大し、付添人の環境調整活動に困難を来す可能性があります。

さらに近時、少年事件の被害者が、具体的な弊害が存在しないにもかかわらず、漠然とした不安感に基づき、弁護士付添人にも自己の連絡先を教えてほしくない捜査機関や裁判所に申し出るケースがあります。本規則案が成立した場合、容易に被害者に関する情報の閲覧を禁止されるのではないかという懸念があります。先ほど最高裁からは、被害者との示談交渉ができない等も審判の準備上の支障に当たり、閲覧制限はできないとの説明がありましたが、被害者からの強い意向が示された場合にも、この点が確保できるのかどうか懸念があります。

さらには、本規則案による閲覧制限が導入された場合、制限の対象となる資料や事項に限定がないことから、裁判所は全ての記録を詳細に検討するために、相当の時間を要することになります。閲覧制限の要否の検討のために、付添人の記録閲覧が遅れることになって、付添人活動に対する重大な支障をもたらすことになります。

そして、「審判の準備上の支障を生ずるおそれ」の要件による限定は、実効的に

機能し得るかどうか疑問があります。本規則案では、「審判の準備上の支障を生ずるおそれ」があるときは、閲覧制限はできないこととされ、しかも、この要件は、加害行為等のおそれと比較衡量するのではなく、それ自体、単独に判断されると説明されました。

しかしながら、上記の閲覧制限の対象や要件が広範であることからすれば、裁判所の自由な裁量でなされる判断においては、実質的には総合的考慮から結論が導かれる可能性は否定し得ません。

そうすると、この要件が、真に、別個独立の要件として検討され、閲覧制限を回避することに寄与するかについては、重大な疑問があるといわざるを得ません。

また、第4項の適用が例外的であることを確保できるのか疑問があります。本規則案では、付添人の閲覧に条件を付する第3項が原則であり、閲覧を禁じる第4項は、極めて例外的な場合に認められるに過ぎないとの説明がなされました。

しかしながら、本規則案が、既に述べたとおり、閲覧制限の要件が極めて広範かつ曖昧であることからすれば、第3項の措置によって第3項本文で規定する行為を防止できない場合という要件も、また広範かつ曖昧といわざるを得ず、その判断が、裁判所の自由裁量でなされ、その判断に対する異議申立ての手續もないことからすれば、第4項の適用が真に例外的で、限定的であることを確保できる保障があるといえるのか、疑問があるといわざるを得ません。

なお、最高裁は再修正案として第5項及び第6項を追加し、閲覧制限の措置をとるために付添人の意見聴取、付添人への通知の規定を置くこととしましたが、上記のとおり、広範な要件を限定するものでない以上、これまで述べた懸念を払拭できるわけではありません。

以上の理由から、本規則案のうち、付添人の記録閲覧権に関する改正には反対せざるを得ないことを意見として述べさせていただきます。

以上です。

【高橋委員長】 ほかに御意見は。

【村田委員】 今、弁護士委員を代表する形でまとまった御意見を頂きましたので、それに対して事務局の立場にある委員として少し重ねて御説明をさせていただければと思います。少し時間をとるかもしれませんが、お許してください。

まず、今、須納瀬委員から最初に御指摘を頂いた付添人の記録閲覧権の重要性に関しましては、冒頭の説明あるいは先ほど質疑応答の中でも申し上げたとおりでございます。事務局といたしましても、付添人の閲覧権は付添人活動、ひいては少年の利益にとって、本質的かつ重要な権利であることは全く異論のないところであります。少年審判規則第7条第2項の趣旨は、この改正を検討している現在においても、なお失われていないものと考えております。

次に、委員からは刑訴法改正の範囲を超えているとして、本改正は法律改正により行うべきものである旨の御指摘も頂いたところでございます。

しかしながら、この点につきましては、少年法第36条は保護事件に関して必要な事項である限り、少年審判規則が定めることができると規定しているところでございまして、少年法の規律の範囲内では、最高裁判所規則である少年審判規則により少年審判の手續についても規定することができると考えているところでございます。

事務局といたしましては、本改正はその内容及び手續のいずれの面から見ても、少年審判規則において行うことが、憲法第31条を含む憲法及び諸法令との関係で許容されると考えているところでございます。

次に、委員から制限される情報の範囲が極めて広範で、かつ制限が可能な事由も広範かつ曖昧だという趣旨の御意見を頂きました。

この点に関して、規則の改正案の内容が不明確で、裁判所や付添人の諸活動、ひいては少年の健全育成に支障を来すというような内容であれば、もちろんそのような改正は行うべきではないということは委員御指摘のとおりでございます。

しかしながら、委員から御指摘を頂いた制限される情報の範囲、あるいは制限事由の明確性といったところにつきましては、質疑応答の中でも御説明させていただ

きましたが、制度といたしましては、第3項又は第4項の各文言及びその御説明しました趣旨に照らしますと、積極要件及び消極要件、それぞれ比較的簡明に示されておりまして、制限される情報の範囲や制限が可能な事由がいたずらに広がるということではなく、明確性も保持されているものと考えております。

さらに、これに加えて第5項において付添人に対する求意見、あるいは第6項において通知の制度を設けようと考えているところにも鑑みますと、適切な運用を行う上での必要な制度的担保もされていると考えているところでございます。

さらに、要件についても種々御意見を頂いたところでありますが、特に名誉又は社会生活の平穩の要件について御意見を頂きましたので、この点につきましても併せて御説明をさせていただきます。

一般に名誉又は社会生活の平穩については、これが著しく害された場合には社会生活、社会活動といった基本的な利益に直接かつ重大な支障が生じることになります。

また、近年の事情として、若年者にもスマートフォンなどが広く普及するといったことから、通信により容易かつ広範に不利益な情報が拡散し得る情勢にあるという状況がございます。

こういったことに鑑みますと、名誉等に対する侵害行為が行われる蓋然性は典型的に高いと考えることができます。このような点を考慮いたしまして、本規則案においては、重大かつ侵害の蓋然性が高い法益ということのできる名誉又は社会生活の平穩も制限事由、保護すべき事由として加える理由があるものと考えたところでございます。

なお、刑訴法との比較、刑訴法の規定との関係について御指摘いただいたところでございますが、少年審判規則と刑訴法では、開示・閲覧の対象、基本的な組立てが異なっておりますことから、少年審判手続における制限事由は、単純に刑訴法に合わせる、あるいは同じにするということではなく、独自に設定する必要があるものと考えたところでございます。すなわち、少年審判手続においては、刑事手続の

ようなスクリーニングが予定されておられませんので、一件記録全てが裁判所に送付され、その全てが、原則的に、本件のような例外を設けない限りは閲覧の対象となりますので、付添人の閲覧対象には、刑事事件における検察官請求証拠等と比較しますと証拠価値が低いような事項、したがって付添人活動に生じる影響も限定的であるようなものも典型的には含まれ得るということとなります。こういった点を踏まえると、証拠価値が低いなど、審判の資料としての必要性の乏しいものに関しては、他方において身体又は財産以外の法益であっても、その保護の必要性が典型的に高いものについて、保護の対象とし得ることを制度として確保しておくことが必要だと考えられるところであります。

また、委員から付添人の活動に及ぼす具体的な弊害ということで数点、御指摘を頂きました。

そのおそれとしては、例えば本規則案による閲覧禁止がされた場合には、重要な情報が付添人に知り得ないまま手続が進行してしまう可能性が払拭できないといった点、あるいは、被害者が漠然とした不安感に基づいて秘匿を希望したようなケースでも、閲覧が禁止されてしまうのではないかとといった点、さらには閲覧制限の要否の検討等のために、付添人の記録閲覧が遅れることになってしまったり、付添人活動に支障を来すことにならないかと、こういった御指摘を頂いたところであります。

これらの点について、既に冒頭の説明あるいは質疑応答においても御説明申し上げたところではございますが、付添人がアクセスできない資料に基づく事実認定や要保護性の判断というのは、これは適正手続の観点から申しますと、さらに具体的な要件で申し上げますと、審判の準備上の支障を生ずるおそれといった点の解釈適用という観点から、そういう使い方は全く想定をしていない、したがって、あってはならないものと考えているところでございます。

また、第3項又は第4項の加害行為等のおそれ、又はこれを防止できないおそれについては、いずれも加害行為等が行われる具体的な蓋然性が認められることが必要と考えておきまして、このような蓋然性が認められないにもかかわらず、漠然と

した不安感等を理由に措置をとるような運用は、これまた許されないものと考えております。

また、迅速な閲覧の実現という点につきましては、これは事務局といたしましても、本改正の結果、付添人の閲覧が理由なく遅滞するといったこともあってはならないと考えているところでございます。

さらに、須納瀬委員からは、「審判の準備上の支障を生ずるおそれ」の要件、消極要件と申しておりますけれども、この要件による限定は実効的に機能し得るか疑問だという御指摘も頂きました。単独でこの要件の判断がされずに、加害行為等のおそれと比較衡量で判断されてしまうのではないかという御指摘と理解いたしましたけれども、条文上、そのような解釈はとり得ない規定の仕方になっていると考えますし、仮にそのような解釈をするとすれば、それは明らかに改正の趣旨に反するものといわざるを得ないと考えます。

それから、質疑でもありましたし、先ほどの御意見でも、第4項の第2次的な措置の適用が本当に例外的なのか、これを確保できるのか疑問があるという趣旨の御意見も頂きました。

この点につきましては、第4項の閲覧禁止措置をとるためには、第3項の措置すなわち第1次的な措置では、加害行為等を防止できないおそれが必要であると明確に規定されていることからしても、第4項は飽くまで例外であって、当然ながらその適用場面が限定されることは文言上明らかであると考えております。

頂いた御意見に関して、改めて趣旨を事務局の立場から御説明させていただくと、以上のとおりということになるかと思えます。

もっとも委員の御指摘、御意見の中には、改正の趣旨としては事務局の説明のとおりであったとしても、実際の運用において、今、私が説明したように運用されることが保障されるわけではないのではないか、誤った方向の運用があり得るのではないか、こういう趣旨の御意見も含むものであったかと理解したところでございます。

事務局としては、そのような御懸念はある意味、十分に理解できるところでございまして、極めて重要な御指摘と受け止めたところでございます。

そこで、事務局といたしましては、本委員会でそのような御懸念、御意見があったということ自体を、最初に決めていただいたとおり、この委員会議事録にしっかりとどめさせていただいて公表をするとともに、御指摘を踏まえて、改正規則の解説におきまして、これは私どもが作ることになると考えておりますが、先ほど来、御説明いたしました改正の趣旨等を明確に記載いたしまして、少年審判に関わる全ての職員に対して周知する予定でございます。

また、そういった内部的な周知のみならず、この解説につきましては、何らかの形で公刊物に掲載するなどして公表する方向で検討をしております。それとともに、日弁連を含む関係機関からも運用状況に関する客観的な御評価を継続的に伺いながら、これを踏まえて、裁判所内部の各種の研究会等の機会を利用して継続的に改正の趣旨を周知し、かつ現にそれが浸透しているか否かを随時確認していくとともに、関係機関の御指摘をお示しして、問題点の認識、さらに問題があれば、その是正に向けての検討を促すなど、とり得る限りの方法を用いて、適切な運用が構築されるよう工夫して参りたいと考えているところでございます。

事務局からの説明としては以上でございます。

【高橋委員長】 他の方からの御意見、ぜひ伺いたいところでございますが、いかがでしょうか。

【青山委員】 それでは、私も質問させていただきました関係で意見を述べさせていただきます。

ただいまの弁護士会を代表した御質問とそれに対する事務当局からの御回答、双方十分よく分かるところでありまして、私としては、この少年審判規則の第7条についての改正及び第24条の2についての追加改正、いずれも今後の運用を十分改正の趣旨にのっとり運用なされるという事務当局の御説明も含めて、私としてはこの規則改正案に賛成いたします。

以上です。

【高橋委員長】 冒頭に申し上げました時間を既に過ぎておりますけれども、大事なことでございますので、もう少し御意見を伺えればありがたいと思います。

御意見は特にないということでしょうか。

【出井委員】 先ほど須納瀬委員から弁護士委員を代表してということで意見を述べたわけですが、青山委員は事務局の運用に関する説明も含めて賛成という御意見だと思いますが、他の方はどういう御意見なのでしょう。

【高橋委員長】 という御見解が開陳されましたが、是非、他の委員からもいかがでしょうか。

弁護士委員からは代表して御意見を伺いましたので、弁護士委員以外の方からの御発言をお願いいたします。

【酒巻委員】 刑事訴訟法の専門家でございますのと、先般成立した刑訴法改正のことも言及されましたので、その点を含めて、意見を申し述べます。結論としては、先ほどの青山先生と同趣旨でございますので、条文案そのものについて、それから今日、いろいろと御懸念を示された点についての事務当局からの特に運用についての慎重な扱いについての御発言等も踏まえて、私はこの改正案に賛成でございます。

事務当局の説明の冒頭の方にも出てまいりましたけれども、この記録閲覧についての一定の制限を設けるということの最終目標、趣旨について一言触れますと、刑事裁判と少年審判はもちろん審理の構造は違う。しかし、できるだけ正確に事実を認定する必要がある点、非行事実についても犯罪事実についても、あるいは刑事ですと情状、量刑に関する事情ですと、少年審判ですと、処遇選択に関わる、できるだけ的確な情報をまずは集めて、それを事実認定者ができる限り正確に判断する。そのためには、本日、問題になっている証拠というのは、もちろん条文上は証拠物とか書類とか出てきますけれども、とりわけ準備の段階で供述を提供していただく供述者、供述証拠がどんな審理構造をとろうと重要である。

しかし、先ほども説明がありましたとおり、事件に無関係の第三者、例えば、た

またま犯罪なり非行事実を目撃してしまった、それに接してしまって、捜査機関や調査機関から情報を求められた一般の第三者の方々は、弁護士の先生方が弁護士倫理に基づいて大丈夫だというふうに幾ら御説明しても、自分がそういう犯罪やら非行に関わり合いになってしまった場合に、もしかして自分の身元や、自分のしゃべった内容が元になって自分に危害が加わるのではないかというような御懸念を抱く可能性は否定できない。その結果、正確な事実認定に向けての資料が集まりにくくなる。結局、本当のことが、事案の真相が解明しにくくなる、そういうことがあり得る。今までは運用で、それから弁護士に対する信頼で、いろんなことで配慮していただいたわけですがけれども、刑訴法改正の趣旨も同様ですがけれども、この度のように条文の形で供述者保護のためこういう措置がぎりぎりできます、万が一のときには、こういう扱いができるんだということが条文の形で示されていることが、恐らく今のような御懸念を抱く方々、そして正確な事実認定について供述証拠を提供して下さる可能性のある方々にとっては、それをためらわないようになる、不安を解消する安全装置になる。そこのところがこの改正の最終的な重要な目標だろうと思います。そういう観点からやはりこれまで事実上、あるいは弁護士の先生方のいろいろな御配慮によってなされてきたことが、はっきりと条文上も最後の手段としてこういうことができるんだと、これを実際に使うかどうかは別として、できるんだということを明確にするという点において、この改正は非常に重要な、大事な意味があるのであらうと思っております。以上の点も踏まえて私は賛成する次第でございます。

【高橋委員長】 ありがとうございます。ほかに御意見は。

それでは、質疑応答及び意見交換の結果を踏まえまして、取りまとめをさせていただきますと存じます。

これまでの御審議で大体御意見は伺ったように思います。弁護士委員から強い御意見がございましたが、これはそのまま最高裁判所裁判官会議に御報告するつもりでおります。それを除きますと、これまでの御審議で規則案の大筋については御賛

同いただいたと言ってよいかというふうに判断いたします。委員長の取りまとめとしては以上でございますが、これについても何か御発言はございましたら。

【出井委員】 今の委員長の取りまとめですけれども、弁護士委員から強い懸念が示されたということはおまとめいただいたとおりです。正に今、委員長がおっしゃったように、弁護士委員から示された懸念も含めて、反対意見も含めて裁判官会議に伝えていただくということで、最終的にはそれでよろしいのかなというふうに思っています。

弁護士委員から申し上げた意見、それから質問については、かなり丁寧にお答えいただきましたし、審議の中で事務局からこれも詳細な御説明、御回答があったと思います。そのような御回答、御説明を踏まえますと、私どもが意見で申し上げた懸念のうち、幾つかのところは運用で対応するということを予定していると。

そこは先ほどの村田委員からの御説明にあったように、本当に現場でそれが徹底されるように、いろんな活動をやっつけていかれるという御説明も伺いました。解説であるとか運用状況に関する研究会、その他研修活動をやっけていただく。私ども弁護士ももちろん協力をするようになるかと思いますが、そういうことをやっただけということも理解いたしました。

中身の問題については、先ほど須納瀬委員から出た意見ということになります。ただ、運用の側面では、特に弁護士が付添人である場合にも第4項がどういう場合に適用されるのか、それについては非常に例外的な場合であると。正に酒巻委員がおっしゃったように、こういうものが最後の手段としてあるということが重要なんだという御説明もあって、それはそれで理解できるところでございます。

ただ、私どもとしては、そういうのを本当に運用に任せておいて良いのか、規則を議論しているわけですから、規則でやはり適切な規律を設けるべきではないかということで、意見を申し上げた次第です。

ただ、冒頭申し上げたように、それも含めて裁判官会議にお伝えいただき、御報告いただき、さらには運用上の問題については、先ほど村田委員からお話のあった

ような格段の徹底の御配慮を頂くということで、是非お願いしたいと思っております。

【高橋委員長】 取りまとめに対して出井委員からの御発言がございましたが、何か重ねてお答えいただくところがあれば。

【村田委員】 今、出井委員からの御指摘、まとめた形でもまた頂きまして、最後にも強調された御懸念の点、基本的には規則案、規定に対する御意見の趣旨で述べられたものとは思いますが、その背景には、このまま改正をして適正な運用がされるかということに対する大きな懸念があるからその御意見というふうに理解をしたところでごさいます、その点については先ほども御説明をさせていただきましたが、もし改正がされた場合には、幸いにもこの委員会でこれだけの時間をかけて詳細な御質問も頂き、回答も説明もさせていただきました。また、御意見を頂いて、それに対しての考えもお話しさせていただきましたので、そういったものをしっかりと組み込んだ形で改正規則の解説を作成し、周知徹底し、また公にもしていくという作業を間違いなくしていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げたような、継続的に日弁連を含む関係機関から客観的な御評価というのを随時伺っていきながら、それを踏まえて、裁判所内部の研究会ですとか、いろいろ機会を利用して、継続的に周知徹底、さらには運用の更なる改善を図っていく工夫をしていきたいと思っております。

このようなある種、決意表明といえますか、そういった点も含めまして、最高裁判所の裁判官会議に御報告させていただきたいと考えております。

以上です。

【高橋委員長】 私の先ほどの取りまとめにつきまして、何かほかに御発言いただけることがあればお願いいたします。

(発言なし)

よろしいでしょうか。事務局においては、この委員会で御指摘のあった点につきまして、十分に検討を行ってもらうよう私からもお願いいたします。

さて、この諮問委員会の後のことをございますが、冒頭の説明にもございましたように、最高裁判所としては、私ども諮問委員会の報告を十分に考慮された上で、規則案について再検討を行われ、改めて規則案を作成しまして、速やかに裁判官会議の議決を経て、規則を改正することになろうと思っております。

大分時間を超過いたしましたので、以上で閉会となりますが、事務局の村田委員から一言お願いいたします。

【村田委員】 本日は、長時間にわたりまして非常に熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局を代表いたしまして、委員及び幹事の皆様の御協力に対して御礼を申し上げます。

本日、御審議いただいた少年審判規則の一部を改正する規則案につきましては、少年法制に係る諸規定及び従来の少年審判手続の運用等を踏まえた改正であります。少年審判手続の適正化を図る上で、極めて重要なものであるということができると思います。その意味で、本委員会において規則案を御審議いただきましたことは、誠に意義深いものと考えております。

冒頭にも申し上げましたとおり、事務局といたしましては、速やかにこの規則案について本委員会の議論を十分に踏まえまして、改めて規則案を検討し、裁判官会議の議決を経て、しかるべき少年審判規則の早期制定を図るとともに、運用面につきましても、裁判所内部のみならず、関係機関の御協力も得て入念な準備、さらには改正後の運用も含めて行って参りたいと考えております。

委員及び幹事の皆様からは、今後も、少年審判手続のより一層の適正化のために、引き続き、御指導、御助言を頂けると誠に幸いに存じます。

最後になりましたが、高橋委員長におかれましては、円滑な審議に当たり、大変な御尽力を頂きました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

【高橋委員長】 それでは、本日の委員会はこれで終了することにいたします。長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。